

平成 28 年度 兵庫県と(一社)兵庫県電業協会及び(一社)兵庫県空調衛生工業協会との  
行政懇談会結果

1 日 時 平成 28 年 8 月 9 日 (火) 10 時 26 分～11 時 50 分

2 場 所 ひょうご女性交流館 501 号会議室

3 出席者 兵庫県県土整備部

県土企画局長	衣笠 達也
住宅建築局長	福本 豊
県土企画局総務課建設業室長	林 雅彦
建設業室建設業班長	大植 和人
契約管理課長	竹田 安広
契約管理課副課長	前田 憲輝
契約管理課入札制度班長	山中 貞利
契約管理課契約班長	杉本 智彦
技術企画課副課長	大林 哲也
住宅建築局設備課長	古結 丈司
設備課副課長	古川 詞朗
営繕課副課長兼設備課副課長	井上 英幸
設備課設備技術・企画班長	城嶽 芳朗
設備課同班主任技術専門員	荻野 秀樹
設備課同班主査	藤原 京子
一般社団法人兵庫県電業協会	
会 長	小山 恵生
副 会 長	前田 潮
副 会 長	小坂 哲二
副 会 長	合田 吉伸
理 事 (総務委員会委員長)	大川康太郎
理 事 (技術安全委員会委員長)	栗原 直樹
理 事 (経営委員会委員長)	藤井 洋平
理 事	立山 欽司
専務理事	北野 信雄
一般社団法人兵庫県空調衛生工業協会	
会 長	山口 敬三
副 会 長	原田 高幸
副 会 長	山口 潤一
理 事 (総務委員会委員長)	橋本 白民
理 事 (技術環境委員会委員長)	原田 猛
理 事 (広報委員会委員長)	山本 繁之
理 事 (経営開発安全委員会副委員長)	山本 正幸
理 事 (未来ビジョン委員会委員長)	高井 豊司
専務理事	牟禮 正稔

## ○ 衣笠県土企画局長 開会あいさつ（要旨）

本日は、行政懇談会にご出席いただき、ありがとうございます。

平素から、県有施設設備工事の整備促進、「兵庫県建設業育成魅力アップ協議会」への参画、県立高校インターンシップの受入などを通じ、両協会の皆様方には多大なご協力いただいておりますこと、厚くお礼申し上げます。

今年の夏は大変暑く、夏の甲子園、リオのオリンピック等の開催により例年にも増して非常に暑い夏になっており、日本中が盛り上がっております。

一方、県においては、3年に1度の行革の見直しということで、本年度は例年以上に多忙な夏を迎えており、また、本年度は地域創世スタートの年ということで、人口減少社会の中でも、元気な兵庫づくりを進めていくための諸施策を積極的に展開しているところです。

併せまして、安全・安心な兵庫のまちづくりを進めるため、県土整備部としても、社会基盤の整備、施設の老朽化対策や耐震化対策等に取り組んでおりますので、皆様方の引き続きのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

本日の日本経済新聞では、建設業に携わる人材が不足しており、特に若年層の入職が少ないということで、建設業界においても人材不足に悩んでいることが掲載されておりました。そのような中、建設業育成魅力アップ協議会においても、会員の皆様から様々な意見を頂戴しまして、様々な取り組みを実施するなどご尽力いただいているところですが、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

本日の行政懇談会では、お互いの意見交換を通じて、日頃の課題について共通認識を深め、少しでも前向きに取り組んでいける有意義な場としたいと考えております。

今後とも県と両協会とが連携して諸問題に取り組み、課題を解決していきたいと考えておりますので、ご支援をよろしくお願いいたします。

## ○ 主要事業説明

- (1) 平成 28 年度電業協会事業計画について、小山会長から説明を行いました。（内容省略）
- (2) 平成 28 年度空調衛生工業協会事業計画について、山口会長から説明を行いました。（内容省略）
- (3) 県土整備部設備課発注の平成 28 年度建設工事発注見通し一覧表（7 月 1 日公表）について、古川設備課副課長から説明が行われました。

## ○ 懇談会議題（意見交換）

- 1 節電・省エネ・防災対策に繋がる設備予算の確保について

東日本大震災による原子力発電事故の影響等により、国内の原子力発電所がすべて停止し、その後、一部で運転が再開されているものの、厳しい電力需給状況は未だに改善されていません。

県では、省エネ・節電・防災対策を喫緊の課題とし、CO<sub>2</sub>削減に向けた省エネ対策などに取り組みられるとともに、県有施設の適正冷房、防災にも配慮した施設の省エネ化改修等を実施されています。

一方、空調衛生及び電気工事業界は、快適な居住空間と、工場などの生産活動に不可欠な施設を提供する使命を果たす一方で、設備の設計、施工、運転・管理から設備の廃棄に至るまでの活動を通じて、化石エネルギーの消費、温室効果ガスの排出、石綿含有物の発生及びフロンガスの放出などを削減又は防止するという大きな社会的使命を負っていると考えています。

このため、県のこのような先見性を持った取組みに感謝しているところでありますが、電力不足や、環境への不安等に陥ることなく、県民が安全に安心して暮らせるよう、引き続き、計画的な環境対策に繋がる設備予算の確保をお願いします。

特に、節電・省エネ・防災対策として、学校などの公共施設のトイレの洋式便器への転換を図るとともに、洗面所・トイレなどへの節水型機器の導入や蓄電池付太陽光発電設備の導入の推進をお願いします。

また、工事発注にあたっては、分離分割発注による小規模工事の確保や、中小企業者への発注目標率の設定など、引き続き、県内経済の活性化にご配慮をお願いします。

## 回答 設備課

本県では、平成26年3月に「第3次兵庫県地球温暖化防止推進計画」を策定し、推進しています。また、国がパリ議定書を受け、2030年度の温室効果ガス削減目標として2013年度比で26%削減すると提示したことから、本県では現在新たな目標を含んだ計画のあり方を検討しているところです。

創エネ・省エネに係る予算措置としては、住宅用太陽光発電設備やエネファーム、高効率給湯器など家庭用を対象としたものに対して低利融資(年利1%)や、自治会等の再生可能エネルギー設備導入に対して無利子貸付等を実施するなど、温室効果ガスの削減及び再生可能エネルギーの導入促進に向けた事業を推進しているところです。

設備課においても、省エネ化、自然エネルギー利用、長寿命化に配慮して、施設整備を進めています。今後も県有施設の新築・改修時には、照明器具のLED化、節水機器の採用、太陽光発電の積極的な導入を進めていくこととしています。

蓄電池付き太陽光発電設備については、県立学校を対象に行っており、平成25年度7校、26年度7校、27年度8校、本年度は3校ですが、蓄電池付き太陽光発電設備を整備する予定です。

県立学校など公共施設の新築や改修時には、便器の洋式化、人感センサー制御のLED照明器具に更新するなど、省エネ化機能を付加するようにしています。

新しい施策として兵庫県教育委員会では、今年度から県立学校の長寿命化改修事業を始めております。主な工事内容は、構造躯体の劣化対策、外壁・屋上防水改修、設備機

器の更新、省エネ・バリアフリー化改修となっています。ただし、授業を行いながら工事を実施していくという方針となっているので、今年度モデル設計を行い、その工法について検討しているところです。

次年度から本格的な予算化を図り、老朽化対策改修事業を進めようとしており、今後とも電業協会、空調衛生工業協会のご協力が必要ですので、よろしく申し上げます。

分離分割発注については、県では既に実施しています。まだ実施していない市町に対しても「縣市町建築設備主務者会議」等、機会ある毎に分離分割発注の趣旨を伝えているところです。

また、発注目標率の設定については、県では実施していません。発注見通しを早めに公表することで、皆様に事前に入札情報を伝えるよう努めています。

## 2 入札・契約制度の更なる改善要望について

### (1) 設備工事と建築業種の入札時期（発注&入札）の同時性確保について

一般的ないわゆる箱ものの競争入札は、建築業者が先行で入札を行った後、約1か月後に、電気と空調衛生の入札が実施されています。

このため、現地着工は、どうしても建築業者が先行で実施していることになり、約1か月後に設備業者が現地に入った時は、建築工事の進捗状況によっては初期作業を余裕無く、一気に進めなければならないことがあります。

そこで、このようなことを避ける上で、設備業者への発注・入札について、建築業者へのそれと同じ時期に実施するといった、同時性を確保するようにできないでしょうか、ご検討をお願いします。

なお、このことは、作業工程のゆとりや週休の確保にも繋がるものと考えます。

回 答
-----

 設備課

提案の趣旨は、当然のことだと考えています。

県では、原則として建築工事、電気工事、管工事は、同時期に着工ができるように入札を実施しています。建築工事が県議会承認案件となる場合は、建築工事が着工できる時期に合わせて入札を行い、電気・管工事が建築工事の工事着工時期と同時になるように調整しています。

ただし、太陽光発電設備工事、昇降機設備工事、並びに既存解体工事を含む建築建替工事など、工事着工時期が建築工事と明らかに異なる場合は、適切な時期に入札を行うように調整しています。

### (2) 入札時積算数量書活用方式の試行について

国土交通省においては、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）の趣旨を踏まえ、平成28年度からこれまで入札参加予定者に公開・提供してきた「積算数量書」を契約事項に組み込み、契約後に積算数量に疑義が生じた際には、発注者にその確認を請求することができるとする「入札時積算数量書活用方式」を試行導入しました。

両協会会員の大半を占める中小企業が応札するような工事は、発注者の示される内訳資料をもとに応札価格を算出するのが一般的でありますので、いわば数量書に対する発注者の責務の明確化となるこの方式には、大いに期待するところであります。

そこで、県では、どのように対応しようとしているのか、お伺いします。

**回 答** 設備課

国土交通省においては、平成 28 年 4 月から試行されています。

契約後も積算数量に疑義が生じた場合に受発注者間で協議して、必要に応じて数量を訂正し、請負代金額を変更することを契約事項とするものです。ただし、積算数量書の記載数量は、あくまでも、「契約数量」ではなく、当該数量に基づく施工を求めるものではないとされており、また、現場施工数量に基づいた精算変更を目的とするものではないとされています。

設備課では、入札時の積算数量書は、従来から「参考数量」として扱っています。積算数量書は、内訳数量明細書まですべて公開・提供することにしており、入札参加予定者が数量等に疑義が生じた場合は、入札前に質疑回答期間を設け文書で回答するという方法で、真摯に対応しています。

また、数年前からは、契約後も、当初設計と積算数量等に疑義が生じた場合や、現場施工で変更が生じた場合は、受発注者間で協議し、設計変更も行っています。これらのことから、実質的には、既に国土交通省が試行している趣旨に準じた対応ができていると考えており、現時点では試行の予定はありません。ただし、今後、国が試行を通して、修正等を加えると思われるので、国の動向を注視していきたいと考えています。

### (3) 工事内訳書の積算業務の省力化について

現在、兵庫県の入札・発注に当たってダウンロードしている工事内訳書は、PCより印刷出力された紙をスキャニングし、PDF化されたものがアップロードされています。

このため、大半の業者は、入札参加するに当たって、このPDF化された工事内訳書のすべてのページについて、一言一句まで入力を行い、エクセル化し、積算工事内訳書を作成しております。

一方、長期にわたる建設投資の減少に伴い、競争が激化したことによる技能労働者の就労環境の悪化や復興需要、東京オリンピック・パラリンピック開催等による建設投資の増加に伴って、建設業界では技術者、技能者等の人材不足に陥っているとともに、極めて厳しい企業間競争にさらされていることから、間接部門の合理化は避けて通れません。

PCから直接PDF出力されたデータであれば、市販のPCソフトで、エクセルデータに容易に変換でき、工事内訳書の積算業務の省力化を図ることができます。

そのような意味において、業務の省力化を図り、適切に入札に参加できますよう、他の自治体でも実施しているPCから直接PDF出力された工事内訳書をアップロードしていただくことを要望します。

**回 答** 契約管理課

積算に係る工事費内訳書については、建設工事の入札に際して、見積能力の無いような不良不適格業者の参入を排除するとともに、談合等の不正行為や、ダンピング受注の排除を図る観点から、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 12 条に基づき、平成 27 年度から提出を求めているところです。

工事費内訳書の項目については、入札公告の添付書類に記載しているとおおり、自己積算を原則としており、提出された工事費内訳書の内容から談合等の不正行為やダンピングの有無の確認をしており、この確認のため、設計書の全ての項目の記載を求めているところです。

工事費内訳書については、本県の電子入札サイトの入札情報サービス (PPI) からダウンロードできるようにアップロードしています。ただ、公開に際しては、金抜設計書の添付誤りや変換ミスを防ぐために、営繕積算システムのデータを直接 PDF 化したり、エクセルデータそのものではなく、いったん紙に出力したものを PDF 化して提供する取扱いをしているところです。

なお、提出していただく工事費内訳書の様式については、任意としており、PPI から出力した金抜設計書に直接記入したものを提出することも可能です。

現在、様々な機関において、電子化がなされていますし、またご要望もいただいておりますので、検討は進めていきたいと思えます。

**回 答** 設備課

兵庫県では、過去において、金入りの設計書が一般に公開され、入札中止となるということがあり、その防止策として、金抜き設計書原稿について、紙ベースで一冊の書類として取り扱い、金額が入っていないか、落丁はないかということを担当者、主幹、班長など複数の者でチェックし、その確認済みの金抜き設計書原稿を PDF 化して提供しています。この方法が最良のチェック体制と考えています。

設備課としては、今後もリスクを軽減するために、確認済みの紙ベースの金抜き設計書原稿を PDF 化する方法をとりたいと考えていますが、他府県の状況も考慮しながら、将来に向けて内部で検討を進めていきたいと考えています。

**(4) 制限付き一般競争入札における本店等所在地規制の緩和について**

昨年行政懇談会では、『入札の参加条件として、主たる営業所の所在地により入札に参加できる県民局のエリアが規制されます。』との趣旨に対し、行政側の回答は、『制限付き一般競争入札における資格設定の地域要件の基本的な考え方は、登録業者が出来る限り平等に入札参加できるよう、工事場所がある県民局を中心として距離要件では無く、応札可能業者数が適正な数となるように設定しています。』ということでした。

については、隣接の県民局・センターの本店等所在地の業者が参加する場合には、『一定以上の社会貢献評価点数』を有していることを入札参加要件とすることで、入札参加業者数を抑制することができると考えられますので、是非、隣接の県民局・センターの本店等所在地の業者が入札に参加できるよう、ご配慮をお願いします。

**回 答** 契約管理課

制限付き一般競争入札については、各県民局・県民センターの地域要件を設定するにあたり、平成 18 年度まで行っていた公募型指名競争入札の枠組みに大幅な変動が生じないように配慮しつつ、原則として応札可能業者が 20 者以上となるようにしてきた経緯があります。

それぞれの地域状況に応じた取扱いの変更については、慎重に対応する必要があると考えております。

**回 答** 設備課

制限付き一般競争入札における資格設定の地域要件の基本的な考え方は、登録業者が出来る限り平等に入札参加できるよう、工事場所がある県民局を中心として、原則 20 者以上として、応札可能業者数が適正な数となるように設定することが必要と考えています。また、相互に入札可能とすること（相互乗り入れ）についても配慮しています。

例えば、神戸県民センターと東播磨県民局を同一地域にすることについては、他地域より入札参加可能者数が多くなり、他地域と格差が生じるため、また、片方の地域だけに乗り入れできることも平等性に欠けるため、同一地域とはしていません。

また、「参加者数が多い地区の社会貢献評価点数を上げる」という意見についても、同等工事でありながら、参加者数が多い地区では社会貢献評価点数が高くて入札参加できないが、他地域では社会貢献評価点数が低くても入札参加できるという不公平な状況が生じ、社会貢献評価点数をその地域のみ高くして、入札参加者数を減らすことは県としては平等性に欠けると考えています。

さらに、建築、電気、機械の工事についても同一地区で発注することを原則としていますが、これについても、それぞれの工種が異なっても同一地区にしたほうがより不公平感が出ないと考えているためです。

このように、入札参加の平等性を確保することが重要と考えて、現状の方式を進めています。今後意見交換を行いながら改善すべき点があれば、改善していきたいと考えています。

**(5) 労務単価の是正について**

兵庫県の平成 28 年度労務単価において、配管工は 17,800 円、普通作業員は 18,000 円に設定されており、従来と逆転現象が起きています。

技術を持っている配管工の労務単価が、普通作業員よりも安価であるということは考えられませんので、早急に是正していただくことを要望します。

**回 答** 技術企画課

国土交通省および農林水産省では、公共工事の工事費の積算に使用するため、毎年、公共工事に従事する労働者の賃金について、都道府県別・職種別に調査する「公共事業労務費調査」を実施し、この調査結果にもとづいて「公共工事設計労務単価」を決定しているところです。

県の職種別の労務単価については、国、県、神戸市、阪神高速道路(株)、西日本高速道路(株)などが、兵庫県域で発注する工事を対象に、この労務費調査を実施し、この調査結果、つまり、賃金の支払い実態をもとに、国が単価設定を行っております。よって、県が独自に単価設定しているものではないということ、先ずは、ご理解いただきたいと思っております。

ご承知のとおり、この労務費調査は、労働基準法にもとづく賃金台帳から調査票へ転記することにより賃金の支払い実態を調べるものです。

ご要望の内容は、配管工と普通作業員の労務単価に逆転現象が起きているため、是正をしてほしいということですが、労務単価は、職種の比較ではなく、職種ごとの賃金の支払い実態にもとづき設定されているということについても、ご理解いただきたいと思っております。

その上で、この労務費調査ですけれども、審査の段階で、「就業規則等の提出がない」、「所定労働時間が法定労働時間以内であることが確認できない」などの理由により、調査対象者の約半数の標本が棄却されている状況にあるということも、ご理解いただきたいと思っております。

県としましては、こうした実態を踏まえ、この労務費調査において、棄却される標本が可能な限りゼロに近づき、より適切に実態が反映されるように、毎年10月頃に計4回、各地域において実施しています事前の説明会等において、さらに指導を徹底していきたいと考えています。

また、両協会の皆さまには、会員企業の全てが、この労務費調査の意味を十分に理解していただき、適切な取扱いが図られるよう、周知徹底をお願いしたいと思っております。

### 3 若年者の入職促進の取組みについて

#### (1) 週休2日制のモデル試行について

かねてから建設業における大きな問題は、「拘束時間」の長さであり、若い世代が建設業界を敬遠する一因であるとの指摘がなされてきたところです。

この解決に向け、土木工事では、既に平成26年度からモデルケースをつくって試行を始めており、本年3月の意見交換会では、工事着手までの準備期間を置くことができれば、週休2日の取得も可能との評価をしている旨、お聴きしました。

その際、建築においても週休2日の工程管理となるような工事発注の仕方をモデル的に行えるものかどうか、庁内で調整し検討してみたいとのご意見もいただいた次第です。

その後、何らかの進展がありましたでしょうか、お伺いします。

回 答
-----

 技術企画課

土木工事においては、平成 26 年度における豊岡土木事務所の 2 件を皮切りに、平成 27 年度は 14 件、今年度は 32 件の週休 2 日制モデル工事の試行に取り組んでいるところです。

平成 27 年度は、地域の実情にも考慮して、工期的な制約の少ない、砂防・急傾斜といった工事の他、修繕工事などを選定し、今年度は全土木事務所において概ね 2 件ずつモデル工事を実施することとしております。

これまでの結果については、平成 26 年度から 27 年度の 2 年間の 16 件のモデル工事では、週休 2 日（4 週 8 休）の達成率は 97%、土日の休日取得率は 89%となっています。しかしながら、この週休日は、当該工事現場の作業は休工となっているものの、現場代理人は事務所で工事書類の作成をしたり、作業員は他の工事現場で作業をしたりと、まだまだ週休 2 日を達成できたとは言いがたい現実もあります。

このため、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、工事着手前に労働者の確保や建設資材の調達を行うことのできる余裕期間を設定したモデル工事を、平成 28 年度から 38 件実施することとしております。今後の土木工事においては、こうしたモデル工事との組み合わせを行うなど、建設業の担い手確保につながる取り組みを進めていきたいと考えております。

## 回答 設備課

土木工事は、ほぼ単独工事で自らマスター工程を組めることができることから実施が容易かと思われるが、一方、建築工事においては、建築、電気、機械といった各工事間の調整が要ることから、今のところは、実施は困難であると考えています。

国土交通省の営繕工事においても、週休二日制モデル工事の試行は未実施であり、今後の国の動向を注視していきたいと思えます。

しかしながら、週休二日制は若年者の入職促進につながると認識しており、工事の規模や難易度、地域・自然条件等を踏まえた適切な工期設定及び工種間の綿密な工程調整や施工上の課題を解決するために迅速な協議と回答を行うとともに、発注の平準化や工事着手までの準備期間を確保するといった発注上の工夫を検討することなどにより休日を取得しやすくしていこうと考えています。

ただし、土木工事と同じような、太陽光発電設備工事や空調熱源改修工事などの電気又は管単独工事については、現在の仕組みの中で週休二日制を十分実施できると考えています。ただ、受注者の取組みがまず必要かと思えますので、今後期待していきたいと考えています。

## (2)「建設業若年者入職促進・人材育成事業補助金」の説明会について

建設業界の人手不足に対応していくためには、若年入職者の確保・女性が活躍できる職場環境の整備が喫緊の課題であり、兵庫県では、今年度、「建設業若年者入職促進・人材育成事業補助金」を創設していただき、感謝しているところです。

ところで、建設業若年者入職促進・人材育成事業補助金（建設企業向け）については、

「定時制高校生・通信制高校生を含む若年未就業者」という要件があり、実際に補助金を活用するにあたって、学校にどう話をもっていけばいいのか、また、どのタイミングでハローワークに求人登録したらいいのか等、各企業では分からない点が多々あります。

実際、ある企業が当該助成金を活用するにあたって、ハローワークに相談に行きましたが、そのハローワークでは、そのような助成金のことは聞いていないと言われ、活用に至っていないのが現状です。

ついては、この補助金の活用にあたって、一度、県の説明会をお願いしたいと思えます。

今後も、若年者、女性が働きやすい職場環境づくりについて、引き続き、なお一層の積極的なご支援をお願い申し上げます。

## 回答 建設業室

定時制高校生等入職促進事業については、先ず事業計画の段階で、事業計画書を出していただくということになっています。現在7社から定時制・通信制高校生等9名を受入れる事業計画書が提出されています。両協会会員からは、2社が事業計画書を既に提出しています。計画書の提出を受け、承認し、順次雇用するという形で進めてもらっています。全体7社、9名のうち、4名については、既に受入れをしたとの報告をいただいていたのですが、昨日の時点では、そのうち2名は、通信制高校生ですが、学業に専念する等といった理由で辞めてしまったという状況です。結果として、9名の計画ですがなかなか受入れが進んでいないのが現状です。

定時制高校生・通信制高校生が中心ということで、計画を進めているところですが、単に求人票を提出するだけではなかなか進まないというのが現状ですので、企業から高校へも積極的にアプローチをお願いしたいと思います。

高校側の方も単にアルバイトだということで、生徒の方にも情報が行きませんので、定時制・通信制部会の部会長から、本事業についての協力と、こういう企業から求人の事業計画があがっており、企業から採用の相談が来るので対応をお願いしたいということを知ってもらいました。

このことについては、事業計画書を提出した企業に対して説明し、高校へ行ってくださいと連絡しているところです。

本事業については、第1回目は、6月末まで「定時制・通信制高校生、女性未就業者」を優先的に受け付けるということにしていますが、7月以降は、さらに「29歳以下の未就業者」も対象とし、現在、随時、受付を行っております。このことについては、各建設業者団体を通じて周知を行っているところです。

当該事業を活用したいという企業は、個別に雇う前に、事業計画書を提出してもらう必要があります。何か不明な点があれば、個別に相談いただければ、対応させていただきますので、その旨、会員に周知をお願いします。

### (3) 兵庫県立工業高等学校における設備科の復活について

空調衛生工業協会では、県立工業高等学校における設備科がなくなったことから、イ

ンターンシップの受入を中断していましたが、平成26年度より、県立工業高等学校を訪問し意見交換をするとともに、インターンシップの受入を再開する等、若年者の入職促進に努めているところです。

管工事設備業に高校生を含む若年者の入職率を高めるためには、兵庫県立工業高等学校における設備科の復活が必要ですので、是非、復活していただき、若年者入職の促進を図っていただきたいと思います。

**回 答**      設備課

所掌している教育委員会高校教育課に確認したところ、武庫工業高等学校において、昭和44年から平成17年まで設備工業科が設置されていた。平成15年に同校と統合し開校した武庫荘総合高等学校でも、東播工業高等学校においても、設備に関する科目をしばらくの間開講していたが、受講希望者数の減少等により、両校において設備に関する科目は開講されなくなったということです。

今後、職業学科においては、スペシャリストとして活躍できる人材を育成することが必要である一方で、少子化による学級減により、多様な学びを提供する学科への統合・改編を検討する必要があり、設備のみに関する新学科の設置については難しい状況です。

このような中、工業科を設置する高等学校では、積極的にインターンシップを進めています。引き続き、インターンシップの受入や現場見学の機会を多く設けていただくようご協力をお願いします。

**○ 福本 豊      住宅建築局長      閉会挨拶（要旨）**

本日は、多岐にわたる多様な議題について懇談をいただき、誠にありがとうございました。

本年4月から初めて両協会の皆様方と懇談する場を設けていただきましたが、やはり顔と顔を突き合わせて、意見交換をさせていただくことは非常に重要なことだと思っております。

しかし、本日は時間的に制約がありましたので、お互いに砕けたやりとりや協議ができませんでした。ぜひとも、次回は自由に討論できる雰囲気づくりに努めまして、より有意義な会議にできればと思っております。

本日の議題でもとりあげられましたが、業界にとって若者の入職促進と技術力の養成は重要なものとなっております、県としても大きな課題であると認識しています。

新たな課題としては、試行的段階での入札時積算数量書の活用、週休二日制の導入といったものがいくつかありましたが、国の動向を見ながら、県としても今までのやり方を検証しながら、改善方向について検討を進めていきたいと考えています。

また、県有施設の整備については、平成25年度国補正予算から緊急防災・減災事業を活用して、耐震化対策を進めてまいりました。平成30年度までにはほぼ目標達成ができる目処が立ちました。

次の段階としては、県有施設の整備については、いわゆる計画的な管理、ファシリテ

イマネジメントが重要となっており、行革の中でも検討されることとなっております。計画的な管理には、建築そのものや躯体管理はもちろんですが、建築設備の更新やチューニングにも大きなウェイトを占めておりますので、施策を推進するにあたっては、両協会の皆様方のご協力が是非とも必要となります。

県としては、県民サービスの向上につながる、また、環境にやさしい施設や設備の整備に努めてまいりたいと考えておりますので、ご支援をよろしくお願いいたします。

今回は、12月頃に意見交換会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。